

○東海大学研究活動に係る不正防止対策及び不正行為への対応に関する規程

(制定 2018年4月1日)

改訂	2019年1月1日	2019年4月1日
	2021年4月1日	2022年1月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	2025年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定，令和3年2月1日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、東海大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正防止，研究費の適正な運営管理及び不正が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動に係る不正」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造（存在しないデータ，研究結果等を作成すること。）
- (2) 改ざん（研究資料，機器又は過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイディア，分析及び解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）
- (4) 研究費の不正経理（重大な過失による，研究費の他の用途への使用又は関係法令，本学の規程並びに競争的研究費等の交付決定内容及びこれに付した条件等に違反した研究費の使用）
- (5) 前4号以外の研究活動上の不適切な行為であって，科学者の行動規範及び社会通念に照らして，研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動を行う本学の専任及び専任の教職員，研究員，学生並びに本学の施設設備を利用して，研究に携わる者をいう。

3 この規程において「研究費」とは、本学の学内研究費及び外部から受入れる研究費のすべてをいう。

4 この規程において、「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等，専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第3条 研究倫理の向上，不正行為の防止及び公的研究費等の運営管理等に関し，最終責任を負う者として，最高管理責任者を置き，学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は，研究活動に係る不正防止対策の基本方針を策定し，周知すると

もに、次条に規定する不正防止対策統括責任者が、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(不正防止対策統括責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上、不正行為の防止及び研究費の運営管理等に関し、本学全体を統括する責任と権限を有する者として、不正防止対策統括責任者を置き、研究担当の副学長をもって充てる。

- 2 不正防止対策統括責任者は、前条第2項で規定する基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、研究不正防止対策推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告するものとする。

(研究不正防止対策推進責任者)

第5条 本学における研究活動の不正防止を図り、研究費の運営管理に関し、責任と権限を有する者として、研究不正防止対策推進責任者を置き、研究活動に係わる部署の課長以上をもって充てる。

- 2 研究不正防止対策推進責任者は、所属の研究者、職員、学生等及びその他研究活動に係わる者に対して、コンプライアンス教育を含む研究倫理教育を受講させるとともに、研究費の運営管理等を行い、当該実施状況を確認し、定期的に不正防止対策統括責任者へ報告するものとする。

(不正防止対策委員会の設置)

第6条 最高管理責任者の下、本学における研究活動に係る不正防止対策及び研究費の運営管理を適正に行うために「研究活動に係る不正防止対策委員会」(以下「不正防止対策委員会」という。)を置く。

- 2 不正防止対策委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長

不正防止対策統括責任者

(2) 委員

ア 文系担当の学長補佐

イ 理系担当の学長補佐

ウ 研究推進・産学連携担当の学長室部長

エ 医学部附属病院研究イノベーションセンター所長

オ 教学担当の学長室部長

カ 総務担当の学長室部長

キ 委員長が指名する者

- (3) 委員長が指名する者の任期は、2年とし再任を妨げない。

- (4) 委員長は、審議に必要と認めた教職員を事案ごとに委員として指名することができる。

- (5) 委員長が当該事案にかかわっている場合は、その審議に限りその任を停止する。
この場合、委員の中から互選により、委員長を選出する。

- (6) 委員が当該事案にかかわっている場合は、その審議に限りその任を停止する。

(不正防止対策委員会の職務)

第7条 不正防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学内での研究活動に係る不正防止対策に関する事項
- (2) 学内での研究活動に係る不正防止の啓発に関する事項
- (3) 学内での研究活動に係る不正の調査に関する事項
- (4) その他、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく各事項及び不正防止対策委員会が必要と認めた事項

2 不正防止対策委員会は、次のとおり開催する。

- (1) 不正防止対策委員会の開催は、最高管理責任者又は不正防止対策委員会の委員長が必要と認めたとき、これを招集する。
- (2) 不正防止対策委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (3) 不正防止対策委員会の事務は、学長室が行う。

(研究不正防止計画推進部署の設置)

第8条 最高管理責任者の下、本学の研究者等の研究活動にかかわる者に対し、研究活動に係る不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定及び実施するため、研究不正防止計画推進部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置く。

2 不正防止計画推進部署を統括する者として、研究推進・産学連携担当の学長室部長をもって充てる。

3 不正防止計画推進部署は、学長室をもって充てる。

(不正防止計画推進部署の職務)

第9条 不正防止計画推進部署は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究不正防止計画の策定、実施及び推進に関する事項
- (2) 研究倫理教育プログラムの企画、実施及び推進に関する事項
- (3) その他、研究不正防止計画に関する事項

2 不正防止計画推進部署で企画及び策定された事項は、不正防止対策委員会に答申しなければならない。

第3章 告発

(告発の受付窓口)

第10条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学長室に告発・相談窓口（以下「窓口」という。）を設け、各キャンパスに相談員を置くものとする。

2 本学と委任契約を結ぶ学外の専門機関（弁護士事務所等）に相談窓口を設けることができる。

3 窓口の運営においては、外部の専門家の助言を受ける場合がある。

4 窓口の責任者は、渉外担当の学長室課長をもって充てる。

(告発の受付体制)

第11条 研究活動に係る不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動に係る不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動に係る不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について必要と認める場合には、不正防止対策委員会と協議の上、これを受付けることができる。
- 4 窓口の責任者は、告発を受付けた場合には、速やかに、最高管理責任者及び不正防止対策委員会に報告するものとする。また、最高管理責任者は、当該告発に係る所属部署の学部長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 不正防止対策委員会は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合（研究活動に係る不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動に係る不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）には、これを匿名の告発に準じて取扱うことができる。

（告発の相談）

第12条 研究活動に係る不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、窓口及び相談員に対して相談することができる。

- 2 相談員は、教職員の中から最高管理責任者が指名する。
- 3 相談員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 窓口の責任者は、告発の意思を明示しない相談があり、その内容に相当の理由があると認めた場合には、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 5 窓口の責任者は、相談の内容が研究活動に係る不正が行われようとしている、不正が行われている又は不正を求められている場合には、最高管理責任者及び不正防止対策委員会に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者又は不正防止対策委員会は、前項の報告を受け、その内容に相当の理由があると認めた場合には、関係者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口及び相談員の義務）

第13条 窓口の責任者及び相談員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 窓口の責任者及び相談員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合には、個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合には、それらの内容が第三者に漏れないための措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 告発に向けた事前相談は、前第2項の規定を準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者、不正防止対策委員会及びその他の関係者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者又は不正防止対策委員会は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合には、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩した場合には、当該者の了解を不要とする。

4 最高管理責任者、不正防止対策委員会又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者及び被告発者の保護)

第15条 各所属の責任者は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化及び差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発の有無を理由として、当該告発者及び被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 その他、告発者及び被告発者の保護に係る措置については、「学校法人東海大学公益通報等に関する規程」に定める。

(悪意に基づく告発)

第16条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発により懲戒処分等が科された場合には、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第17条 不正防止対策委員会は、第11条に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合には、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査は、不正防止対策委員会の委員のうち3名によって実施するものとし、最高管理責任者が不正防止対策委員会の議を経て指名する。

3 予備調査を行う委員は、被対象者に対して、必要に応じて、関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出又は関係者のヒアリングを求めることができる。

4 予備調査を行う委員は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の項目)

第18条 予備調査を行う項目は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、本調査の可能性及びその他必要と認める事項とする。

2 告発前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合には、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動に係る不正の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第19条 予備調査を行う委員は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日のいずれか早い方の日（以下「告発等受付日」という。）から起算して30日以内に、予備調査結果を不正防止対策委員会に報告する。

2 不正防止対策委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか

否かを決定し、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に報告、協議するものとする。

3 不正防止対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 不正防止対策委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関及び告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(不正調査委員会の設置及び構成)

第20条 不正防止対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

3 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する。

4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 被告発者の所属する学部の学部長又は当該学部長の推薦する本学の専任又は特任の教員 1名以上

(2) 研究活動に優れた識見を有する本学の専任又は特任の教員 1名以上

(3) 研究活動に優れた識見を有する外部有識者 1名以上

(4) 研究活動の不正防止に関して優れた識見を有する外部有識者 1名以上

(5) 法律又は会計に関して優れた識見を有する外部有識者 1名以上

5 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(本調査の通知)

第21条 不正防止対策委員会は、調査委員会を設置した場合には、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、不正防止対策委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 不正防止対策委員会は、前項の異議申立てがあり、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求める

ことができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講ずるものとする。

- 2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合には、当該研究機関に対し、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を要請することができる。

- 3 調査委員会は、前2項の措置を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

- 2 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関等からの求めに応じ、本調査に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現及び内容で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第28条 調査委員会は、告発等受付日から起算して210日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合には、その内容を最高管理責任者へ報告する。

- 2 前項に掲げる期間につき、210日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 3 前項の場合、最高管理責任者は、速やかに、当該調査の中間報告書を当該事案に係る

資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

- 4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、本条第1項及び第4項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合には、不正行為と認定することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動に係る不正に関与したと認定された者並びに当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知し、被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果、不正発生要因、管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に告発等受付日から起算して210日以内に提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動に係る不正が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前項と同様の取扱いとする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項、第3項及び第4項に準じて指名する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。
- 7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送

りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合には、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

8 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。

9 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

10 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあった場合には、その旨を告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあった場合には、その旨を被告発者に対して通知するものとする。加えて、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。また、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

11 最高管理責任者は、不服申立てに対する再調査の可否について、資金配分機関及び関係省庁に通知する。

(再調査)

第32条 調査委員会は、前条に基づく不服申立てについて、再調査実施を決定した場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

3 調査委員会は、前項の定めにより、再調査を打ち切った場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。

4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

5 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して75日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、75日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合には、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

6 最高管理責任者は、本条第3項又は第5項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動に係る不正に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第33条 最高管理責任者は、研究活動に係る不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項における公表内容は、研究活動に係る不正に関与した者の氏名及び所属、研究活動に係る不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動に係る不正があったと認定された論文等が、告発前に取り下げられていた場合には、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- 4 最高管理責任者は、研究活動に係る不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合には、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きにおける公表内容は、研究活動に係る不正がなかったと判定した理由、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第34条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第35条 最高管理責任者は、研究活動に係る不正に関与したと認定された者、研究活動に係る不正が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第36条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、被認定者が本条第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第37条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合には、本調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第38条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令及び「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程」その他関係諸規程に従って、処分を科すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が科された場合には、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第39条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、不正防止対策委員会に対し、速やかに是正措置、再発防止措置及びその他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずることを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等を講ずるものとする。

- 3 最高管理責任者は、前項に基づいて行った是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(改廃)

第40条 この規程の改廃に関する事務は、学長室が行う。

付 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、「東海大学研究活動の不正防止対策委員会規程」(2007年3月1日制定)、「東海大学研究活動の不正に関する調査委員会規程」(2007年3月1日制定)、「東海大学研究活動の不正告発相談窓口規程」(2007年3月1日制定)及び「東海大学研究倫理教育推進委員会規程」(2015年4月1日制定)を見直し、統合したものである。
- 3 本規程の制定に伴い、「東海大学研究活動の不正防止対策委員会規程」(2007年3月1日制定)、「東海大学研究活動の不正に関する調査委員会規程」(2007年3月1日制定)、「東海大学研究活動の不正告発相談窓口規程」(2007年3月1日制定)及び「東海大学研究倫理教育推進委員会規程」(2015年4月1日制定)を廃止する。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。